

広島県告示第千百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三原市本郷町南方字立石一五一八の一〇一から一五一八の一〇三まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため